

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 25 日 (木) 午後 4 時
2. 開催場所 見附市役所 4 階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 10 名
1 番 斎藤高央 2 番 渡邊和明 3 番 佐藤徹
5 番 三本友子 6 番 斎藤義夫 7 番 関谷常夫
8 番 三沢孝喜 9 番 高橋行雄 10 番 小杉義光
11 番 櫻井政志
4. 欠席委員 2 名 小林平仁 山田久栄
4. 議事日程
日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 4 号 見附農業振興地域整備計画の変更について
議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
5. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 垣澤亜紀子
6. 会議の概要
(午後 4 時 開会)

- 議長 ただ今から、令和 7 年 12 月の農業委員会総会を開会いたします。
- (関谷会長) 本日、欠席委員は 2 名、小林委員、山田委員より報告がありました。現在の出席委員は 10 名です。よって総会は、成立しております。
- 出席されている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。
- 議長 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、10 番 小杉委員、11 番 櫻井委員の 2 名にお願いします。
- 議長 それでは報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。
- 事務局 「報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。
- (菊地次長) 16 番、申請地目は田、2 筆、面積合計 888 m² です。転用事由は倉庫建築用地、権

利種別は売買による所有権移転です。

17番、申請地目は田、11筆、面積合計2,423m²です。転用事由は宅地分譲地、権利種別は売買による所有権移転です。

18番、申請地目は畠、面積390m²です。転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。

16番から18番、いずれも市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局の報告が終わりました。質問等ありましたらお願ひします。
(意見、質問なし)

議長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

議長 それでは議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。説明に入る前に、上程議案の所有権移転において、小林推進委員が該当していますので、審議終了まで退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(垂澤係長) 19番、申請地目は田、面積は54m²です。譲渡人は農地を相続しましたが就農するつもりはなく、また、農地の場所は譲受人の農地に隣接しているため、双方で話し合いまとまったものです。

続いては、農地の交換のため、まとめて説明します。

20番、21番、申請地目は畠、それぞれ面積は284m²、128m²です。双方の農地の場所が、現在所有している農地と離れているため、交換により集約され利便性が図れるということで、話し合いによりまとまったものです。

22番、申請地目は畠、面積は412m²です。譲渡人は高齢で農地の管理ができなくなり、規模拡大希望の譲受人と話がまとまったものです。

23番、申請地目は田、面積は786m²です。もともと譲受人が耕作しており、譲渡人も高齢で農地の整理を考えており、話がまとまったものです。

これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。19番について地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。

櫻井委員 譲渡人が相続した際に、農地を所有していることがわかりました。譲渡人は今後も就農する予定はなく、近隣の農地を耕作している譲受人へ譲渡することで話がま

- とまりました。譲受人は農地拡大希望の適格法人であり、問題ありません。
- 議長 続いて、20番、21番について地区担当委員の佐藤剛推進委員より補足説明をお願いします。
- 佐藤推進委員 21番の農地は、先月の総会で上程された農地に隣接している農地で、集約して耕作できるということで、20番の農地と交換することで双方とも自宅に近くなり、利便性も図れるということでまとまりました。お二人とも野菜栽培をするということで問題ありません。
- 議長 22番について地区担当委員の星野推進委員より補足説明をお願いします。
- 星野推進委員 譲受人は後継者もおり規模拡大を目指しています。近い場所で育苗施設として利用できる場所を探していたところ、譲渡人の農地を紹介されました。農地は譲渡人が草刈り等で管理してきた場所なので譲渡しても問題ないということで話がまとまりました。双方とも特に問題ありません。
- 議長 23番について地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。
- 小杉委員 譲渡人は農地を相続しましたが耕作ができませんので、農家組合長へ探してほしいと依頼していました。譲受人は6年前ほど前から賃貸契約して耕作していた方で、両者で面談を行い購入することでまとまり申請を行ったということですのでよろしくお願ひします。
- 議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(意見、質問なし)
- 議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、小林推進委員は入室してください。
(退席委員 入室)
- 議長 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。
- 事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。
- 8番、申請地目は田、2筆、面積合計475m²です。転用事由は、分家住宅建築の為、申請するものです。申請人は現在、申請地の道路を挟んだ向かい側にある実家に、両親と申請人及び妻と子供2人の計6人で住んでいますが、子供たちも大きくなり、住宅を建てたいと思って場所を探していたところ、父親名義の土地である申請地を借り受けて申請人の家族4人で暮らす住宅を建築する話がまとまりました。また、申請人は両親と共に農業を行っており、住宅を建てた後も引き続

き農業を行うものです。権利種別は使用貸借権による権利の設定です。

立地基準は、10ha 以上の規模の一団の農地区域に集落が接続されていることから第1種農地と判断されますが、集落内に農家住宅を建てる場合は例外許可に該当します。

資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、利用現況図及び詳細利用計画図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長から農地転用に関する支障がない旨の同意書等を添付してありますので、確認をお願いします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。8番について地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 事務局説明のとおりで、申請人はルレクチエやシャインマスカットなどを栽培している農家さんで、今後も活躍が期待できる方で問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(意見、質問なし)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 次に「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。

(葦澤係長) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。今回は、はじめて所有権移転による促進計画もありますので合わせて説明します。

はじめに、1～68ページ目まで地域計画内の促進計画です。517筆、合計面積670,951.65 m²です。

69ページ目、地域計画外の促進計画です。3筆、合計面積 759 m²です。

70ページ目、今回、当市では初めての農地中間管理機構による農地売買等事業を利用した促進計画の所有権移転です。

これは以前の総会で説明しましたとおり、この特例事業は、地域計画内の農地を認定農業者などの安定した農業経営に従事する就農者が、必要条件を満たせばこの制度を利用できます。譲渡所得、不動産取得税の控除や登録免許税の軽減、手数料はかかりますが農林公社が嘱託登記を担うなどメリットもある制度です。

1番、申請地目は田、2筆、面積合計 1,847 m² です。

- 2番 申請地目は田および畠、3筆、面積合計 9,111 m² です。
- 2件とも規模拡大を希望する受け手になります。
- これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。今回は促進計画による所有権移転がありますので、所有権移転の1番について、地区担当委員の平井推進委員より補足説明をお願いします。
- 平井委員 謙渡人は高齢で、息子さんも既に市外で暮らしていて見附には戻らないということで、農地を整理したいと思っており、20年来、耕作をお願いしていた譲受人と話がまとまつたものです。謙渡人は規模拡大を目指して後継者もおり問題ないと思います。
- 議長 2番について地区担当委員の三本友子委員より補足説明をお願いします。
- 三本委員 このたび謙渡人が農地を相続しましたが、県外在住で管理もできないので譲りたい希望がありました。譲受人もともと耕作していた農地で、規模拡大をめざしており問題ありません。
- 議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
- （質問、意見なし）
- 議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第3号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。
- （「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。
- 議長 「議案第4号 見附農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明願います。
- 事務局 「議案第4号 見附農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。
- （菊地次長） 12月2日付で、見附市長から「見附農業振興地域整備計画変更について」の協議が提出されました。変更する所在地目は田、面積は 1,021 m²です。変更理由ですが、まずは添付資料の申請位置図をご覧ください。県営ほ場整備事業計画区域の農振区域は農用地区域となります。申請地だけ農用地区域外となっております。今回、農用地区域に変更して県営ほ場整備事業計画区域に編入するものです。農業振興地域整備計画の変更に伴う協議が提出された場合は、「農振法」により、農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、当協議については「同意する」と回答してよろしいか、ご審議をお願いします。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
- （質問、意見なし）
- 議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第4号」について、原

案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 「議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」事務局より説明願います。

事務局 議第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」説明いたします。

(菊地次長) 被相続人は令和7年4月21日に死亡され、今回、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが提出されました。対象農地面積は26,075m²です。

審議のポイントですが、被相続人が生前農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として管理されているかどうかです。このことについて相続人は全ての農地を適正管理されていることから、適格者証明は妥当と判断されます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第5号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和7年12月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時30分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

議事録調製者（係長）_____